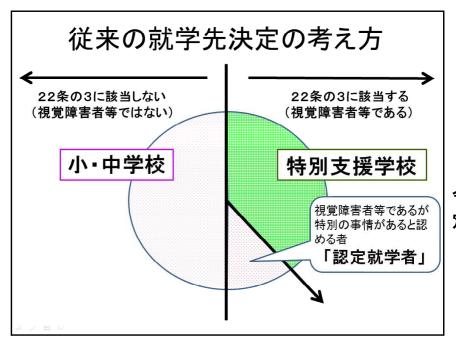
## 2 「従来の就学先決定の考え方」と「新しい就学先決定の 考え方」

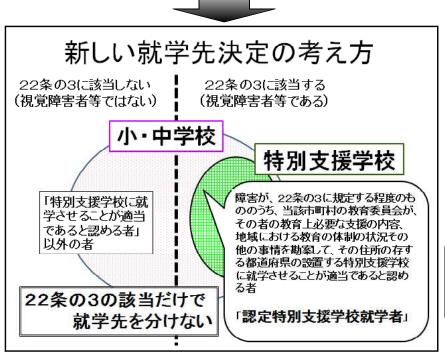


認定就学者



今回の学校教育法施行 令の一部改正により、「認 定就学者」の規定は廃止

従来は、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒(P.47 \* 4 参照)は、 原則、特別支援学校への就学とし、市町村教育委員会が特別の事情があると認める場合に は、「**認定就学者**」として小・中学校へ就学することを可能としていました。



学校教育法施行令第22 条の3に該当し、かつ市 町村教育委員会が特別支 援学校に就学させること が適当であると認める者



認定特別支援学校 就学者

今回の一部改正で、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒については、 市町村教育委員会が、その障がいの状態等をふまえて総合的な観点から就学先を決定する 仕組みとなりました。